

第 18 回マスカット会定期総会

日時 平成 28 年 3 月 16 日(水)

18 時 30 分～21 時 00 分

場所 藤ひろ

第18回マスカット会定期総会

(総会の部 18時30分～19時00分)

司会 棗田 勝俊

I. 開会の辞

会長 秋山 義信

II. 議事

1) 活動報告 ①会員異動 ②今年度活動報告 ③交流成果

2) マスカット会会則 一部変更の件

3) 会計報告 (案)

4) 監査報告 (案)

5) 次年度役員承認

会 長

久田 一成

副 会 長

畑野 比呂美

〈運営委員会〉

運営委員長

佐々木 翔平

八木 宏幸

古市 久志

広報委員 (ホームページ担当)

中西 充

会 計

大倉 宏治

監 査

秋山 義信

6) 審議事項 三県合同例会について

7) 次年度会長挨拶 次年度会長 久田 一成

8) 次年度活動方針 次年度運営委員長 佐々木 翔平

III. 閉会の辞

次年度副会長 畑野 比呂美

(親睦会の部 19時00分～21時00分)

司会 佐々木 翔平

1) 乾杯

釣井 真直

2) 閉会の辞

久田 一成

平成 27 年度マスカット会活動報告

開催日	開催場所	内 容	参加数	
			会員	ゲスト
平成27年4月12日(日)	後楽園	春のお花見会	8	
平成27年4月15日(水)	損保ジャパンビル	参加会員企業PR/会員紹介	21	
平成27年5月20日(水)	アッスリ-シャルル	懇親会	22	1
平成27年6月17日(水)	損保ジャパンビル	「工務店の為になるメディアづくり」 株式会社 ヒズクリエーション 代表取締役 初谷 昌彦 氏	24	
平成27年7月15日(水)	土手下麦酒	ビアパーティ	22	
平成27年9月16日(水)	損保ジャパンビル	『我が国周辺と自衛隊の態勢強化』 防衛省 一等陸佐 松尾 幸成 氏	20	
平成27年10月17日(土)	米子	3 県合同例会		
平成27年10月21日(水)		懇親会	19	
平成27年11月18日(水)	損保ジャパンビル	『今後の中小企業・小規模事業者政策』 岡山県 よろず支援拠点 鈴鹿和彦 氏	19	1
平成27年12月16日(水)	岡山ビューホテル 五感	クリスマス会	25	4
平成28年1月20日(水)	損保ジャパンビル	『健康経営(ヘルシーカンパニー)ブラック企業からホワイト企業へ』 一般社団法人日本予防医療協会 代表理事 金城 実 先生	16	1
平成28年2月17日(水)	いなか家 本店	懇親会	17	
平成28年3月16日(水)	藤ひろ	第18回 定期総会		
行事内容	中国ブロック 3 県合同例会			
主催	米子 ビジネス21			
場所	鳥取県 米子市			
参加会員	広島もくに会 14名、米子ビジネス21 14名 マスカット会 10名 計約38名 やまと若草会、なにわ会、神戸フェニックスクラブ、信田全異連代表幹事が特別参加			
内容	「かに」をテーマにかに専門卸売直販 川口商店 川口利之氏が講演			

平成 27 年 9 月 31 日 全国異業種交流会の連合会 退会

平成 27 年度入会

瀬せのお 荒木 裕行、(株)岡山マツダ 藤田 峰樹、オフィスシステムサービス(株) 谷 成生

(株)リファイン 天納 久貴

平成 27 年度退会

小林孝一郎事務局 小林孝一郎

マスカット会会則（改正案）

第1条（目的）

マスカット会（以下「本会」という）は、会員相互の情報交換、親睦を図るとともに、会員が啓発し合い、それぞれの事業（ビジネス）を充実・発展させることを目的とする。この目的にかんがみ、本会は、全員参加のもとに運営する。

第2条（会員の資格）

1. 本会会員は、岡山市内および周辺地域に本社、支店、営業所等をもつ企業又は事業所（以下「企業等」という）に属する者であって、原則として企業等の経営者もしくは課長職以上の者とする。但し一業種一企業等を原則とする。
2. 本会に入会を希望する者は、第5条記載の行事にオブザーバー参加をするものとする。但し、オブザーバー参加は一度限りとする。
3. 前項によりオブザーバー参加した者で、本会に入会を希望する者は、第1項に該当し、かつ会員2名の推薦を得た者で、役員会において全員一致の承認を得なければならない。
4. 会員としての登録は、一社につき2名以内とする。
5. 会員と同業種または類似する業種の者は本会への入会希望の場合には、原則として、同業種または類似の業種の会員の同意を得るものとする。
6. 政治団体、宗教団体、占い等の団体、もしくは靈感商法、マルチまがい商法等社会的にみて著しく不当・違法な事業活動を行っている企業等に属する者は、入会できない。
7. 本会ホームページより入会を希望する者は、第2項に定めるオブザーバー参加を経た後、第3項にかかわらず、役員会において、全員一致の承認を得なければならない。

第3条（会員資格の喪失）

本会会員が、次の事由に該当するときは、役員会の決議により、会員資格を失う。

1. 会則に定める会費、もしくは行事参加費を納めなかったとき
2. 連続3回以上何らの連絡なくして欠席した場合
3. 正当な理由がなく6ヶ月間連続して例会に欠席した場合
4. 同一会社で他部門へ移動し、現会員と業種が競合することとなった場合
5. 転勤、別会社へ出向した場合
6. 他の会員に対し、著しい迷惑行為をした場合

第4条（退会）

会員は、事前に役員会へ申出て退会することができる。但し既に支払われた年会費は返さない。

第5条（行事）

本会は第1条の目的達成のため、次の行事を行う。

1. 月1回の例会
2. ビジネスに関する講演会、研修会、研究会、情報交換
3. 親睦行事
4. その他目的達成のため必要な行事

第6条（禁止事項等）

1. 本会の行事においては、政治、宗教、占いに関するテーマは、一切取り上げない。

2. 行事の出席者は、会員に限り、代理出席を認めない。但し会員が出席している場合、会員の企業等に属する非会員については、出席を認める。
3. 会員は、会員間でビジネスが成立した場合、例会においてその成果を発表することができる。

第7条（役員及び役員会）

1. 本会は、会員中より会長、副会長1名を選任する。正副会長の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
2. 会長は、本会を代表し、本会を統轄する。
3. 本会は、正副会長および第8条1項に定める各委員及び相談役による役員会を設置する。
4. 役員会は、本会則に基づき、本会の運営方針、その他重要事項を決め、本会を運営する。

第8条（委員会等）

1. 本会は、運営委員会、広報委員、会計委員・相談役を設置する。
2. 運営委員会には、運営委員長1名を置く。運営委員長は会員の互選により選任する。運営委員長は会員の中より、数名を副運営委員として選任することができる。
3. 運営委員会は、役員会の決定した基本方針等に基づき、例会・親睦行事および同関連行事の企画、運営にあたる。
4. 広報委員は、例会等の各種行事に関し、ホームページ・SNS等を活用し、会員及び会員外の者に対する広報活動にあたる。
5. 会計は、会員の中から互選し、本会の収支を管理する。
6. 相談役は、会長または運営委員長が指名し、本会運営等に関する助言を行うものとする。
7. 本会の収支決算を監査するため、監事1名を置き、監事は定期総会において監査報告をする。監事は原則として、前年度会長が行うものとする。
8. 委員及び相談役の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
9. 会長は、必要に応じて、第1項に定める委員会及び委員以外の委員会及び委員を定めることができる。

第9条（事務局）

1. 本会に事務局を設置する。
2. 事務局は、会員に対する例会等の案内、出欠確認、例会の準備等を行なうこととし、毎年度の運営委員長の事務所に置くものとする。

第10条（総会）

1. 本会は、毎年3月、定期総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 総会においては、役員を選出、その他重要事項を決める。
3. 総会は、会長が招集し、運営委員長が議長となり、過半数の会員が出席し、かつ出席会員の過半数で決する。
4. 本会則に定めのない事項、本会則の改廃については、総会において決める。

第11条（会計）

1. 本会の年会費は、1社につき年間12,000円とする。年度途中の入会者については、月割計算は行わないものとする。
2. 前項の年会費の他、行事運営に必要なときは、臨時に会費を撤収することができる。